

# 見解書

—東京都北清掃工場建設事業—

平成4年3月

東京都

## 1 総 括

### 1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

### 1.2 対象事業の名称

東京都北清掃工場建設事業

(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

### 1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表 1.3-1のとおりである。

表 1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建替	面 積	約 18,300 m <sup>2</sup>
	工事着工年月	平成5年2月(予定)
	工場稼動年月	平成10年3月(予定)
	工事完了年月	平成14年3月(予定)
	処理能力	可燃ごみ 600トン/日 (焼却炉 600トン/日・炉×1基)
	工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約31m
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ120m
	駐 車 場	見学者用車両等

なお、本事業は既存工場と同規模の焼却能力を持つ清掃工場の建替えである。

### 1.4 主な意見及び事業者の見解の概略

評価書案について、都民の意見書が1件、関係区長として北、足立、荒川、板橋及び豊島区長から意見が出された。また、公聴会においては公述人1人から意見が述べられた。この主な意見の要旨と、それに対する事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主な意見の要旨	見解の概略
<p>煙突から排出されるばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物及び水銀の除去については目標値を達成するとともに、適宜、最新かつ適切な防止技術を導入するなど最大限努力されたい。</p> <p>また、ダイオキシン等の排出防止についても、十分な対策を講じられたい。</p>	<p>北清掃工場は、法令の規制値よりさらに厳しい排出ガスの自己規制値として窒素酸化物は70ppm、ばいじんは0.02g/Nm<sup>3</sup>、塩化水素は15ppm、硫黄酸化物は20ppm、水銀は0.05mg/Nm<sup>3</sup>を設定し、これらを遵守します。更に、目標値として、窒素酸化物は56ppm、ばいじんは0.014g/Nm<sup>3</sup>、塩化水素は12ppm、硫黄酸化物は14ppm、水銀は0.05mg/Nm<sup>3</sup>を設定し、日常の運転時は目標値を上回らないように運転管理に努めます。</p> <p>なお、公害防止技術については、最新かつ適切な防止技術を導入するなど努力します。</p> <p>また、ダイオキシンについても、平成2年12月に発表された厚生省の「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を踏まえた対策を講じます。</p>
<p>環境影響評価の現地調査地点（一般環境）における稼働時停止時の定期的な大気汚染状況調査を実施し、その結果を公表されたい。</p>	<p>清掃工場を運営するにあたり、炉の稼動時及び停止時について定期的に周辺地域の大気環境調査を実施し、調査結果を公表します。</p>
<p>大気汚染に係る予報、注意報発令等の緊急時には、焼却量削減などの迅速な対応をとられたい。</p>	<p>大気汚染防止法及び東京都公害防止条例に基づき、緊急時の措置として硫黄酸化物及びオキシダントについて定めた「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱」（東京都環境保全局）により、焼却量の削減など緊急時の措置について迅速、かつ、適切に対応します。</p>

主な意見の要旨	見解の概略
<p>この施設を原因とする電波障害については、十分な対策を講じられたい。</p>	<p>電波障害を解消するため、受信障害が予想される地域に共同受信施設の設置等を行います。</p> <p>なお、この措置は工事の進捗にあわせて、障害の発生が予想される時期までに行うものとします。</p>
<p>省資源・省エネルギーの社会的要請に応えるため、有用資源の安易な焼却防止に努めるとともに、ごみの再利用、再資源化に努力されたい。</p>	<p>東京都は、昨年策定したごみ減量化行動計画により、「ごみの発生抑制」「リサイクルの促進」「ごみ処理過程での再資源化の徹底」をごみ減量化行動の三原則としてとらえ、ごみの減量化を図ることとしています。また、資源、エネルギーの浪費を抑制するため、都市における生産、流通、消費行動そのものを循環的な仕組みに変え、環境への負荷を少なくするリサイクル型都市をめざすこととしています。</p>
<p>昭和43年8月の協定に次の2点が違反し違法である。</p> <p>また、この協定違反が北清掃工場の環境に悪影響を及ぼすので、これによるアセス手続きは中止すべきである。</p> <p>(1) 協定書第3条が原則として緑地としている場所の半分以上を緑地から除外している。</p> <p>(2) 協定書第13条が工場の1日当たりの焼却量を200トンとしているのに、1日当たり600トンの処理能力のある焼却炉を設置するとしている。</p>	<p>昭和43年8月に、東京都と付近住民との間で締結された「東京都北清掃工場設置に関する協定書」（以下「協定」という。）の第3条及び第13条に違反しているとの意見については、協定第14条により設置された北清掃工場運営協議会において協議し、承認された内容であるため、協定違反の事実はありません。</p> <p>また、本事業は環境にできる限り配慮して計画しており、周辺環境を阻害するおそれはないと考えます。</p>

## 2 対象事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

東京都は、平成2年11月に発表した東京都第三次長期計画において、区部の可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を将来にわたって安定的に確保できるよう、清掃工場の新設、建替えの推進を図ることとしている。

本事業は、この施策の一環として、北清掃工場の建替えを行い、老朽化し、低下した機能の回復を図るとともに、公害防止機能の水準引き上げを行い、このことにより、ごみ処理機能の確保及び同地域の公害防止に寄与することを目的とする。

第三次長期計画に基づく10か年事業計画は表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1 第三次長期計画に基づく10か年事業計画

事業名	事業目標	平成2年度末現況	平成3~12年度計画
清掃工場の建設・建替	可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を将来にわたって安定的に確保するため、清掃工場の建設及び建替えをすすめる。	14工場稼動中 12,100t/日	<ul style="list-style-type: none"><li>●焼却能力の増強<ul style="list-style-type: none"><li>・新設 3,980t/日 (6工場) (7年度までに焼却能力 2,980t/日増強)</li><li>・建替 300t/日 (1工場)</li></ul></li><li>●建替<ul style="list-style-type: none"><li>・完成 6工場 (江戸川、北、練馬、 多摩川、千歳、江東)</li><li>・着手 2工場 (大井、板橋)</li></ul></li></ul>

## 2.2 事業の内容

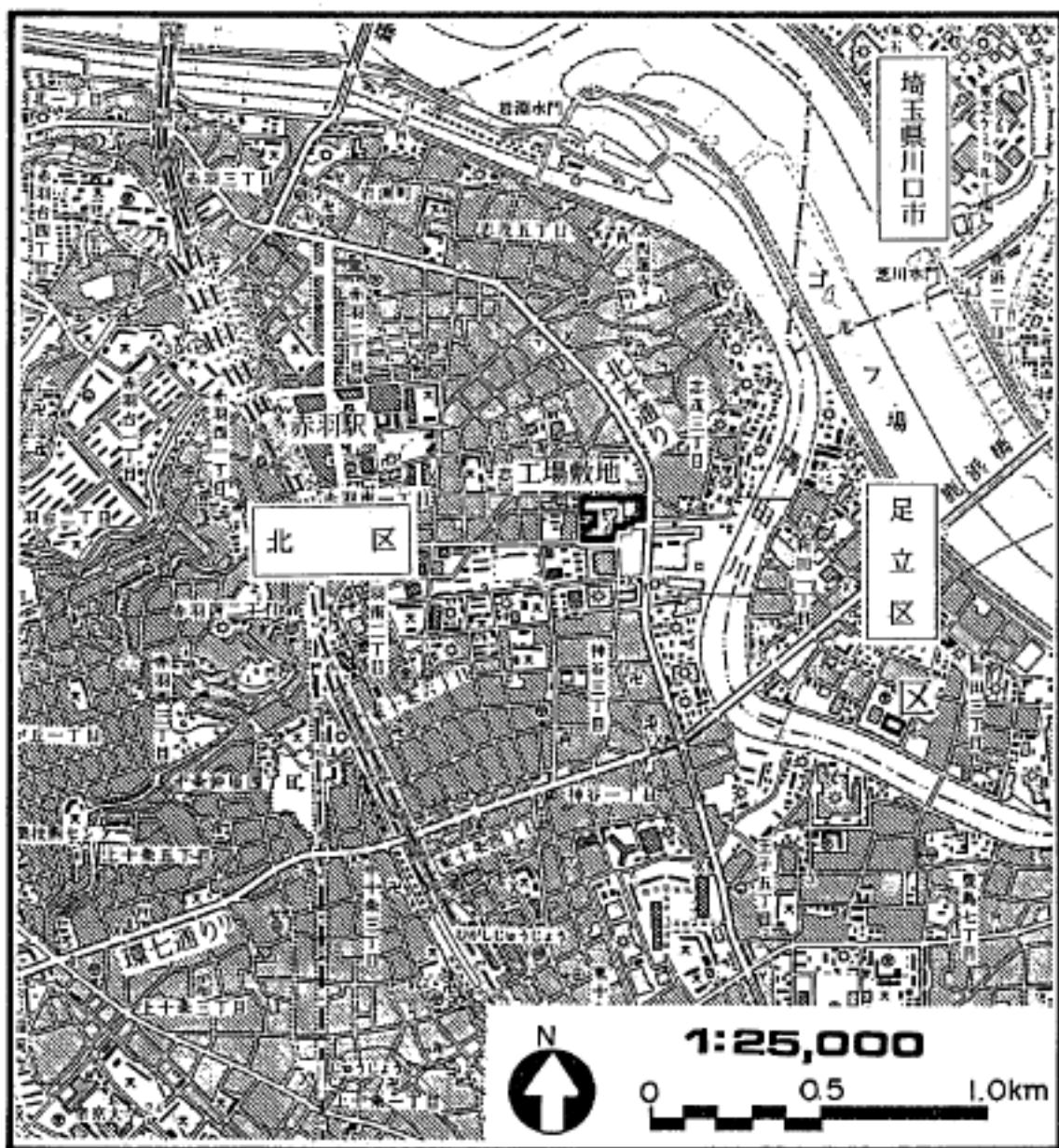
### 2.2.1 位置及び区域

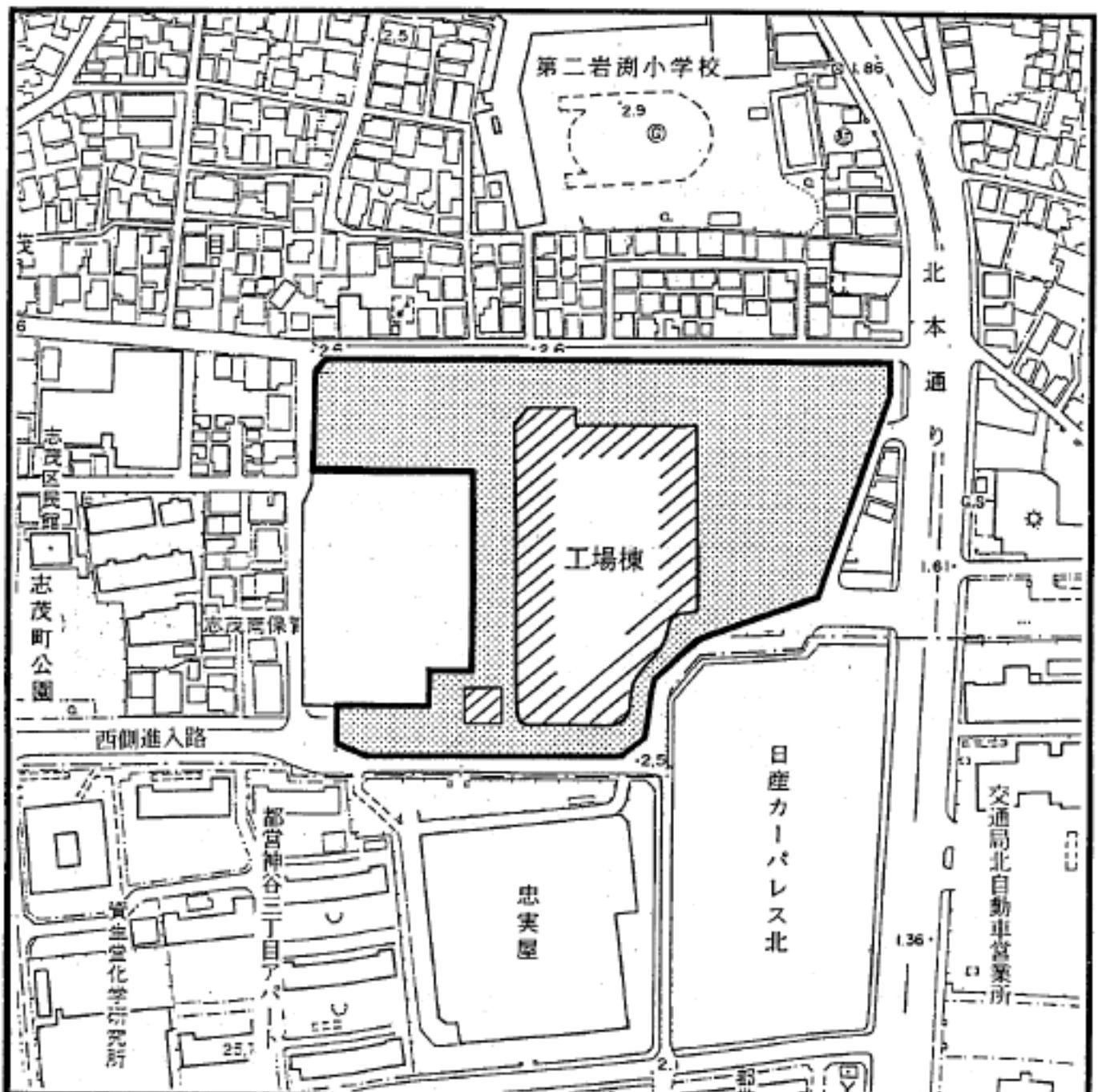
対象事業の位置は、図 2.2-1に示すとおり、東京都北区志茂一丁目にあり、J R 赤羽駅東側、北本通り西側に位置する区域である。

対象事業の区域は図2.2-2 に示すとおりであり、その所在地は次のとおりである。

所在地：東京都北区志茂一丁目 2 番

図 2.2-1 対象事業の位置





凡 例



事業計画区域



1 : 2,500

50

100m

図2.2-2 対象事業の区域

## 2.2.2 計画の内容

### (1) 施設配置計画

施設の計画概要は表 2.2-1に、第一期計画及び第二期計画の施設の配置計画は図 2.2-3及び図 2.2-4に示すとおりである。

表 2.2-1 施設計画の概要

施 設		面 積	計 画 の 概 要
建 築 物 等	工 場 棟	約 6,600 m <sup>2</sup> (建築面積)	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：約31m
	付 屬 施 設		リサイクルセンタ等、倉庫、 運転手控室等
	煙 突		構造型式：外筒鉄筋コンクリート造 高さ： 120m
構 内 道 路 ・ 駐 車 場 等		約 7,100 m <sup>2</sup>	一般車、見学者用駐車場
緑 地 等		約 4,600 m <sup>2</sup>	緑地及び遊歩道
合 計		約18,300 m <sup>2</sup>	

### (2) 施設の稼動計画

本施設計画は、第一期計画及び第二期計画に分けて施行し、そのときの稼動計画は、表 2.2-2に示すとおりである。

第一期計画は、既存清掃工場とほぼ現位置で建替えるものである。

第二期計画は、隣接の下水道局所轄の志茂ポンプ所がポンプ場としての用途が廃止され、同ポンプ所敷地が清掃事業用地に所管替えされた後に施行するものである。

表 2.2-2 稼動計画

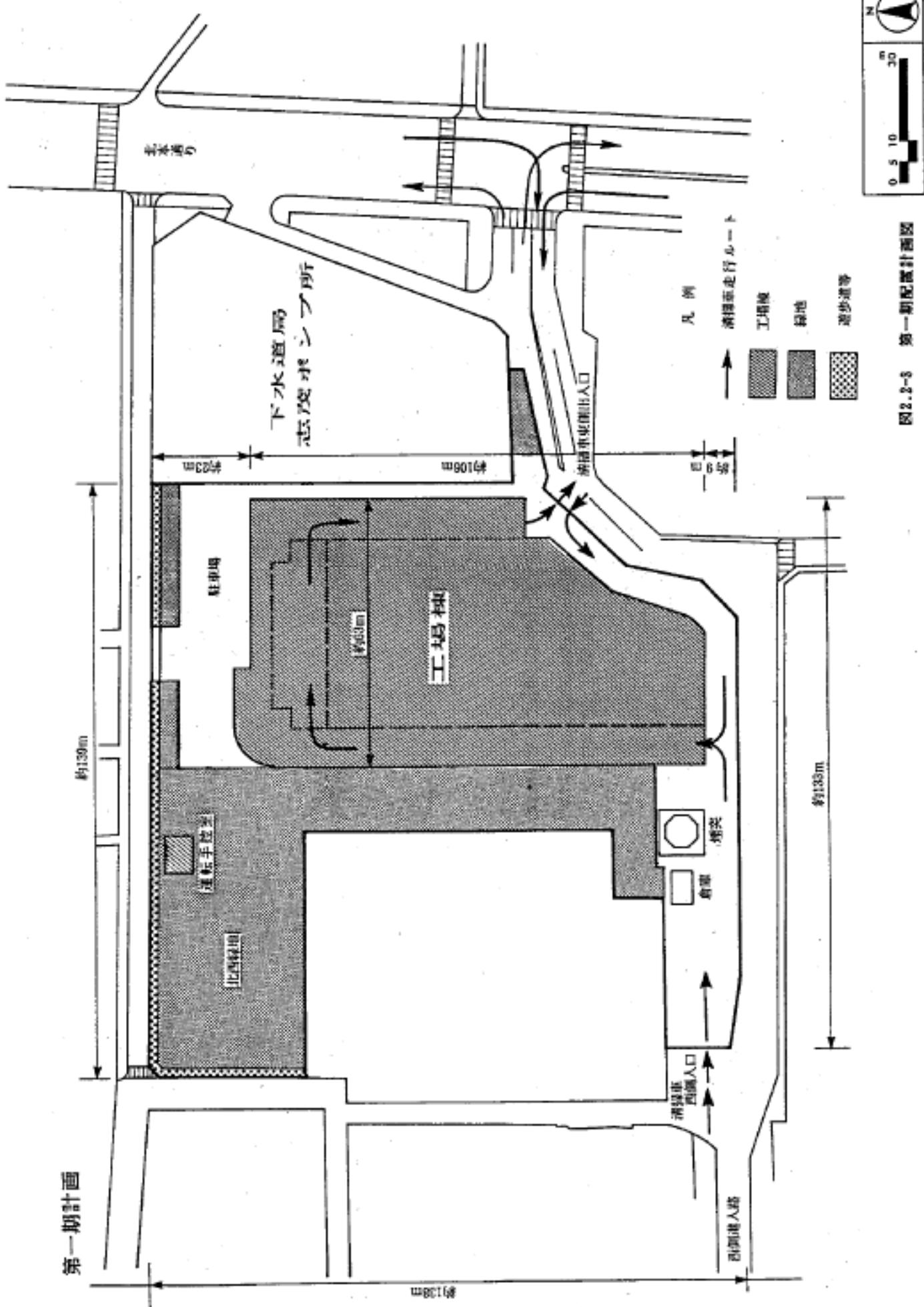
工 期		第一 期	第二 期
稼 動 年		平成 10 年	平成 14 年
施 設		計 画 の 概 要	
建 築 物 等	工 場 棟	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：約31m	約 6,300 m <sup>2</sup> (建築面積)
	付 屬 施 設	リサイクルセンタ等、倉庫、 運転手控室等	
	煙 突	構造型式：外筒鉄筋コンクリート造 高さ： 120m	
構 内 道 路 ・ 駐 車 場 等		一般車、見学者用駐車場	約 4,300 m <sup>2</sup>
緑 地 等		緑地及び遊歩道	約 3,300 m <sup>2</sup>
小 計		約13,900 m <sup>2</sup>	約 4,400 m <sup>2</sup>
合 計		約18,300 m <sup>2</sup>	

## (3) 焼却設備計画

焼却設備計画の主要項目は、表 2.2-3に示すとおりである。

表 2.2-3 焼却設備の主要項目

項 目	焼却設備（プラント）計画の内容
処理能力	600トン／日 (焼却炉 600トン／日・炉×1基)
処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉
処理対象ごみ	可燃ごみ
運転計画	・ 1日24時間の連続運転 ・ 600トン／日 焚却
搬入ごみ量	700トン／日（週6日搬入）



第一期民選市長選舉

第二期計画

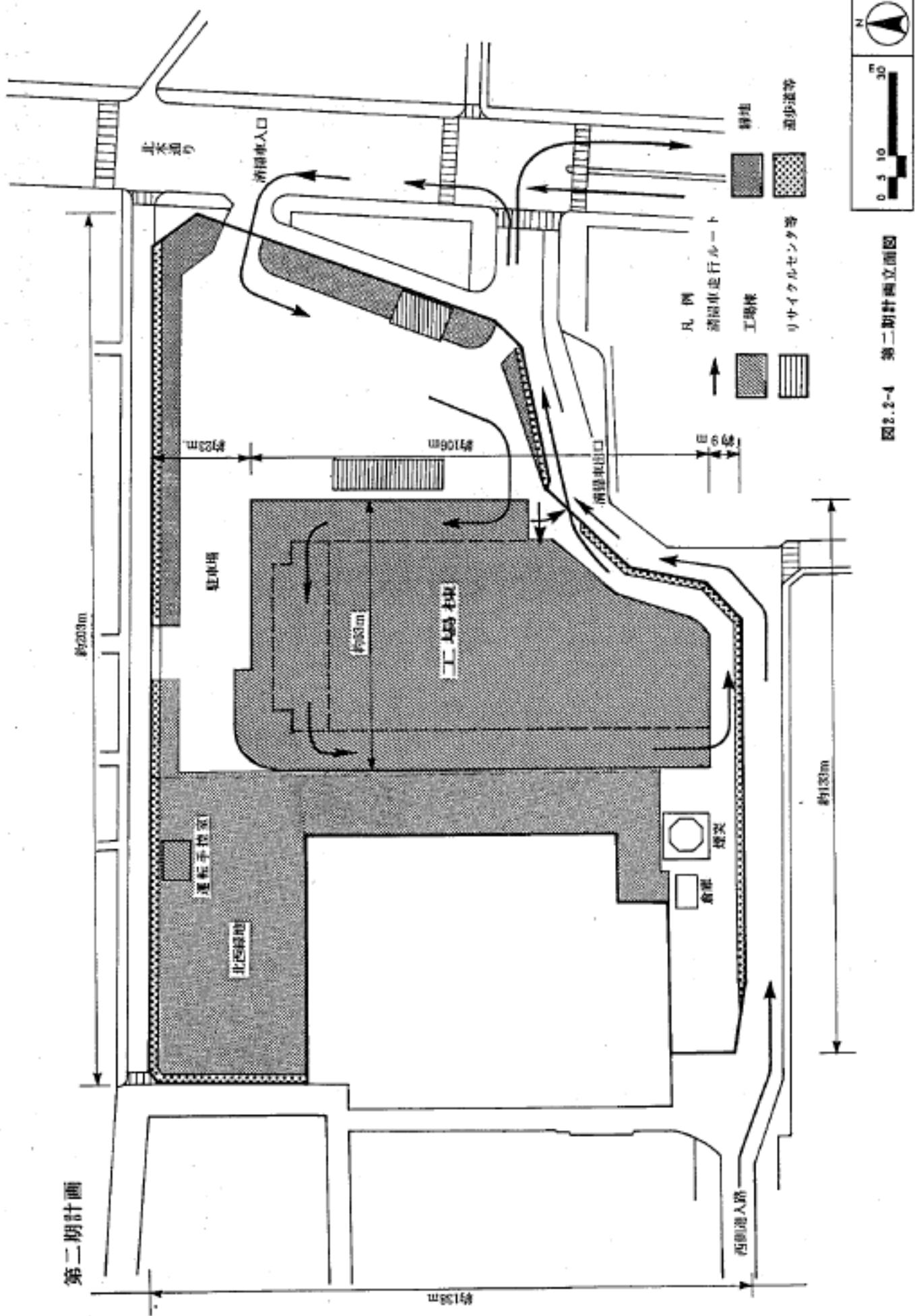


図2.2-4 第二期計画立面図

#### (4) 車両計画

ア ごみの収集区域

北区及び近隣区

イ ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日の朝8時～夕方5時

ウ 車両台数

清掃車の台数は表 2.2-4に示すとおりである。

表 2.2-4 清掃車台数

車 両		車 種	台 数
清	ごみ収集車	普通車	657台
掃 車	灰 運 搬 車	大型車	20台

(注) ごみ収集車は、新小型車(4m<sup>3</sup>車)換算台数である。

灰運搬車は、ダンプトラック(10m<sup>3</sup>車)とした。

#### 2.2.3 工事計画

第一期計画の建設工事は、約62か月を予定している。また、第二期計画の建設工事は、約24か月を予定している。

建設工事の主な工種は、第一期計画では、建物解体工事、山留め・杭及び地盤改良工事、掘削工事、く体・仕上工事、プラント工事、外構工事である。第二期計画では、建物解体工事、リサイクルセンタ等建設工事、駐車場・構内道路工事、外構工事である。

#### 2.2.4 環境管理に関する計画等の配慮

東京都は、21世紀に向けて快適な環境をつくりあげていくために、昭和62年度に「東京都環境管理計画」を策定している。

本事業である北清掃工場の建替計画策定にあたっては、この「東京都環境管理計画」、「東京都緑の倍増計画」及び「北区緑の基本計画」の基本方針を十分考慮した。